省　令

○厚生労働省令第百三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～五十三　（略） 五十四　Ｎ－イソプロピル－五－メトキシトリプタミン及びその塩類 五十五～百二十五　（略） 百二十六　一－（二－ジエチルアミノ）エチル－二－（三・四－メチレンジオキシフェニル）メチル－五－ニトロベンズイミダゾール及びその塩類 百二十七～二百二十三　（略） 二百二十四　二－［四－（二－フルオロエトキシ）ベンジル］－五－ニトロ－一－［二－（ピロリジン－一－イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類 二百二十五～三百六十五　（略）	（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～五十三　（略） （新設） 五十四～百二十四　（略） （新設） 百二十五～二百二十一　（略） （新設） 二百二十二～三百六十二　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

○国土交通省令第六十号

海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）第五十二条第一項の規定に基づき、海難審判法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

海難審判法施行規則の一部を改正する省令

海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第九十四条　法第五十二条第一項の規定により証人等に支給する日当は、出頭及びそのための旅行（次条において「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給し、その額は、証人については一日当たり八千七百五十円以内において、鑑定人、通訳人及び翻訳人については一日当たり八千三百五十円以内において、それぞれ海難審判所が相当と認める額とする。	**第九十四条**　法第五十二条第一項の規定により証人等に支給する日当は、出頭及びそのための旅行（次条において「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給し、その額は、証人については一日当たり八千四百五十円以内において、鑑定人、通訳人及び翻訳人については一日当たり八千五十円以内において、それぞれ海難審判所が相当と認める額とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。

その他告示

○法務省告示第五十五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年六月十七日

法務大臣　平口　洋

東京法務局所属

作原　大成

○外務省告示第二百三号

令和八年五月十九日にプノンペンで、コンポンチャム州における教員養成大学設立計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　コンポンチャム州における教員養成大学設立計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十一億八千九百万円

3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　植野篤志在カンボジア大使

カンボジア側　ブラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣

令和八年六月十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二百四号

令和七年十一月七日にハノイで、令和三年四月二十三日に署名されたベトナム社会主義共和国政府に対する贈与に関する交換公文の終了に関する口上書の交換が日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。よって、同交換公文は、同日に終了した。

令和八年六月十七日

外務大臣　茂木　敏充